



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

告 示		ページ
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課)	1
○公共測量の終了の通知 (20件)	(用地対策課)	1

告 示

高知県告示第298号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町大植字黒滝1886・字箱谷4706（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
鉱業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第299号

高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年12月高知県告示第896号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月17日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第300号

いの町長から令和5年5月高知県告示第268号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第301号

高知県土木部須崎土木事務所長から令和5年6月高知県告示第335号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月5日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第302号

高知県土木部須崎土木事務所四万十町事務所長から令和5年7月高知県告示第404号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第303号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から令和5年9月高知県告示第582号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年1月12日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第304号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年9月高知県告示第584号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月7日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第305号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年9月高知県告示第602号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第306号

高知県土木部中央東土木事務所長から令和5年9月高知県告示第605号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第307号

高知県土木部幡多土木事務所長から令和5年9月高知県告示第630号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月14日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第308号

法務省高知地方法務局長から令和5年10月高知県告示第657号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第309号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和5年10月高知県告示第689号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月8日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第310号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和5年10月高知県告示第692号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第311号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和5年12月高知県告示第769号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年2月16日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第312号

高知県土木部中央東土木事務所長から令和5年12月高知県告示第778号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6

年3月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第313号

高知県土木部中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所長から令和6年1月高知県告示第2号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第314号

高知県土木部須崎土木事務所長から令和6年1月高知県告示第22号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月18日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第315号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和6年1月高知県告示第23号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月12日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第316号

高知県土木部公園下水道課長から令和6年2月高知県告示第78号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第317号

高知県土木部須崎土木事務所長から令和6年2月高知県告示第79号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第318号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和6年3月高知県告示第129号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月18日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司